第

4664

뭉

II II .

リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 2月 7日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 喀痰吸引費の医療費控除の取扱い

A:居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の10分の1を医療費控除の対象とすることができます。

【解説】

平成24年度の税制改正において、平成24年 4月1日以後に支払われる喀痰吸引等の費用 は、医療費控除の対象にされることとなって いますが、その取扱いについては、さきごろ 厚生労働省からの照会によって、次の区分に 応じそれぞれ居宅サービス等に要する費用に 係る自己負担額の10分の1をその対価の額と して取り扱うことが明らかにされました。

- ①指定居宅サービスの場合 居宅介護サービス費用基準額から居宅介護 サービス費の額を控除した金額
- ②指定介護予防サービスの場合 介護予防サービス費用基準額から介護予防 サービス費の額を控除した金額
- ③基準該当居宅サービス及び基準該当介護予 防サービスの場合 指定居宅サービス及び指定介護予防サービ スの場合に準じて算定した自己負担額
- ④指定地域密着型(介護予防)サービスの場合 地域密着型介護(予防)サービス費用基準額 から地域密着型介護(予防)サービス費の額 を控除した金額







